

一般社団法人
年金トータルサポート・コスモ定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 年金トータルサポート・コスモ（略称を「NTS コスモ」という）と称する。

(主たる事務所の所在地)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都練馬区に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 当法人は、複雑で煩瑣な年金制度を理解し熟知することにより、年金の専門家である社会保険労務士として、年金制度の中でも特に多くの法令解釈や通達、行政官庁の情報、障害認定に関する知識等の蓄積が必要とされる「精神に関わる障害年金」を中心に、次のことを組織的に支援することを主たる目的とする。

- (1) 障害者の当然の権利である障害年金の研究と支援
- (2) 障害者の生活の質の向上を図るための種々の活動
- (3) 老齢年金、遺族年金などの研究と支援
- (4) 介護および成年後見を必要とする方々への支援

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 各種年金請求の支援

- (2) 研究会の開催
- (3) 講演会の開催
- (4) 相談会の開催
- (5) 社会保険労務士として品位を保持し、年金相談員としての資質の向上を図るため、年金業務に関する研修を行う。
- (6) 講演会に対する講師の選定、派遣
- (7) 年金相談およびその年金裁定請求手続きに至るまでの相談対応者の選定、派遣
- (8) 障害者団体との交流活動
- (9) 医師および医療、保健、福祉分野で働く関係者との交流活動
- (10) 年金に関する調査、研究および出版
- (11) 成年後見（法定後見、任意後見という）の支援および調査、研究、出版
- (12) ライフプランに関する研究および支援
- (13) 障害者のための生活相談、就業支援相談およびカウンセリング
- (14) その他当法人の目的達成に必要な事業

2. 前項における各事業の運営については、別に定める事業運営基準細則により行う。

第3章 基 金

(基金を引き受ける者の募集)

第5条 当法人は、社員または第三者に対して、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第131条に規定する基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の募集)

第6条 基金の募集、割当ておよび払込み等の手続きは、理事会が決定するものとする。

(基金の拠出者の権利)

第7条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続き)

第8条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について社員総会における決議を経た後、理事会が決定したところに従って行う。

第4章 公告の方法

(公告の方法)

第9条 当法人の公告方法は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法によるものとする。

第5章 会員

(入会)

第10条 当法人に次の会員を置き、正会員をもって「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」上の社員とする。

- (1) 正会員 社会保険労務士で、当法人の目的に賛同する個人
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助する個人または団体
- (3) 名誉会員 この法人に功労があった者または学識経験者で、総会において推薦された者

2 会員となるには当法人所定の様式による入会申込書により会長に申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

(経費の負担)

第11条 会員は、当法人の目的を達成するため

の必要な経費に充てるために入会金および会費として、社員総会において別に定める額を支払う義務を負うものとする。

2 会費は、入会に関する理事会の承認を得られた日を基準として、月割り按分した額(100円未満切捨)とする。

3 当法人は、会員が資格を喪失しても既納付の入会金および会費は、これを返還しないものとする。

(退会)

第12条 会員はいつでも当法人所定の様式による退会届を会長に提出することにより退会することができる。ただし、1ヶ月以上前に当法人に対して、退会予告をするものとする。

2 前項の退会の時期は、退会届を提出した直後の9月末または3月末とする。

(除名)

第13条 会員が次に掲げる事由に該当したときは、社員総会の決議を経て除名することができる。

- (1) 当法人の定款およびその他の規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を毀損したとき
- (3) その他前各号に準ずる行為があったとき

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、決議の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第14条 前2条の場合のほか、会員は、次に掲げる事由によって資格を喪失する。

- (1) 総会員の同意があったとき
- (2) 正会員が社会保険労務士会を退会したとき

(3) 当該会員が死亡し、または解散したとき

(4) 第11条の支払義務を1年以上履行しなかったとき

(会員名簿)

第15条 当法人は、会員の氏名または名称および住所を記載した名簿を作成する。

(設立時社員の氏名および住所)

第16条 設立時社員の氏名および住所は次のとおりとする。 《省略》

第6章 社員総会

(社員総会)

第17条 当法人の社員総会は定時総会および臨時総会とする。

- 2 定時総会は、毎年5月にこれを開催し、臨時総会は、必要に応じて開催するものとする。

(社員総会の権能)

第18条 社員総会は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に規定する事項および以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散および合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画および収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告および収支決算
- (6) 役員を選任および解任
- (7) 役員の職務および報酬
- (8) 入会金および会費の額
- (9) 重要な資産の取得および処分の方法
- (10) 多額の借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。）その他新たな

な義務の負担および権利の放棄

(11) 解散における残余財産の帰属

(12) その他運営に関する重要事項

(招集)

第19条 社員総会は、理事会の決議により、会長がこれを招集するものとする。会長に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により他の理事がこれを招集する。

- 2 正会員の10分の1を超える正会員は、連名で社員総会の目的である事項および招集の理由を記載した書面を会長に提出して、社員総会の招集を請求することができる。

- 3 会長は、前項による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

(招集通知)

第20条 会長は、社員総会の招集通知を、社員総会の日の2週間前までに、正会員に対して必要事項を記載した書面により発するものとする。

(決議の方法)

第21条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、過半数を超える正会員が出席し、出席した正会員の過半数をもって、これを決する。

(書面による議決権行使)

第22条 社員総会に出席できない正会員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合においては、その議決権の数を前条の議決権の数に算入する。

(議決権)

第23条 各正会員は各1個の議決権を有する。

- 2 正会員は代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該代理人は、代理権を証する書面を当法人に提出しなくてはならない。

(議長)

第24条 社員総会の議長は、会長がこれにあたる。

- 2 会長に、事故もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により他の理事がこれにあたるものとする。

(議事録)

第25条 社員総会の議事については、議事録を作り、これに議事の経過の要領およびその結果を記載し、議長および社員総会において選任された議事録署名人2名がこれに署名または記名押印するものとする。

第7章 理事、監事およびその他役員

(理事および監事の員数)

第26条 当法人には、理事3名以上15名以内、監事1名以上を置く。

(理事および監事の選任方法)

第27条 当法人の理事および監事は、社員総会において選出する。

(代表理事)

第28条 当法人には、代表理事たる会長1名を置き、理事会の議決によって理事の中から選定する。

2 会長は当法人を代表し、法人の業務を統括する。

(理事および監事の権能)

第29条 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより、職務

を執行する。

2 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを理事会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、理事会の招集を請求すること。
- (5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事会に意見を述べること。

(理事および監事の任期)

第30条 当法人の理事の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した理事の補欠として、または増員により選任された理事の任期は、前任者または他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

3 当法人の監事の任期は就任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

4 任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の

任期の残存期間と同一とする。

- 5 理事および監事は辞任または任期満了後においても定員を欠くにいたった場合は、新たに選任された者の就任まで引き続きその職務を行う。

(会長、理事および監事以外の役職)

第31条 当法人には会長の他に次の役員を置くことができる。

- (1) 副会長
- (2) 事務局長
- (3) 理事会において臨時に特に必要と認める役職

- 2 副会長および事務局長は、理事会において選出する。

- 3 第1項第3号の役職者の選出、役職名、担当業務は理事会において決定する。

(副会長、事務局長の業務)

第32条 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときまたは会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって会長としての職務を代行する。

- 2 事務局長は会長の指揮を受け、法人の業務を掌理し理事と連携をとり事務を担当する。

(顧問および相談役)

第33条 当法人は必要に応じて顧問および相談役を置く。

- 2 顧問および相談役は理事会に諮り、会長が委嘱する。
- 3 顧問および相談役は会長の諮問に応じ、各種の会議に出席して意見を述べることができる。

(事務局)

第34条 当法人は事務局をおく。

- 2 事務局の職員の任免は理事会に諮り、

会長が行う。

(報酬)

第35条 理事および監事の報酬は、それぞれ社員総会の決議をもってこれを定める。

第8章 理事会

(理事会)

第36条 理事会は理事全員をもって構成し、会長が招集し、当法人の業務に関し決議する。

- 2 監事は理事会に出席して意見を述べることができる。但し、議決に加わることはできない。

(理事会の権能)

第37条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事たる会長、副会長および業務執行理事ならびに事務局長の選定および解職
- (4) この定款に規定のない事項で、法令により社員総会で決議される事項を除き、必要な規則は理事会の決議を経て定めることができる。

(定足数および決議の方法)

第38条 理事会の決議は、決議に加わることのできる理事の過半数の出席をもって定足数とし、出席者の過半数で決する。

(決議の省略)

第39条 前条の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について決議に加わることができる理事の

全員が、書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、議事録を作り、これに議事の経過の要領およびその結果を記載し、出席した理事および監事がこれに署名または記名押印するものとする。

第9章 事業年度

(事業年度)

第41条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第10章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第42条 当法人は、社員総会における総正会員の3分の2以上の多数による決議によって定款を変更することができる。

(解散)

第43条 当法人は、社員総会における総正会員の3分の2以上の多数による決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第44条 当法人が解散するときは、残余財産は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」の定めるところによる清算法人の社員総会で決議したところに帰属させるものとする。

附 則

(最初の事業年度)

1. 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成25年3月31日までとする。

(設立時役員)

2. この法人の設立時役員は、次のとおりとする。

《省略》

(設立時理事の任期)

3. 当法人の設立時理事の任期は、就任後最初に終了する事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。

(会費)

4. この法人の入会金および会費は、第11条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金

正会員(個人)	5,000円
賛助会員(個人・団体)	5,000円

(2) 年会費

正会員(個人)	5,000円
賛助会員(個人・団体)	1口 5,000円
	(1口以上)

以上、一般社団法人年金トータルサポート・コスモを設立するため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。なお、この定款に規定のない事項は、すべて「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」およびその他の法令によるものとする。